

サステナブル・ファイナンス方針

制定日：2023年5月12日

「SDGs取組方針」に基づき、環境・社会等に影響を与える可能性のある特定の事業及びセクターへの投融資に関する取組方針を以下のとおり制定します。環境・社会等の持続可能な発展が投融資における重要な判断基準となることを認識し、本方針に基づき適切な対応に努めることで、持続可能な地域農業・地域社会づくり、自然環境保全に貢献していきます。

1. 環境・社会等にポジティブな影響を与える事業に対する取組方針

以下に例示する事業等に対しては、積極的な投融資支援を実施していきます。

- (1) 気候変動リスクを低減する省エネルギー・再生可能エネルギー事業
- (2) 温室効果ガスの排出削減につながる二酸化炭素回収・貯留技術など、脱炭素社会への移行に貢献する技術、取組みへの対応
- (3) 地域農業・地域社会の持続的発展に資する事業
- (4) 社会インフラの維持・発展、地域の防災・減災に資する事業
- (5) 行政等との連携による社会課題解決に資する事業

2. 環境・社会等にネガティブな影響を与える可能性のある特定セクターに対する取組方針

(1) 石炭火力発電

石炭火力発電所の新設を資金用途とする投融資は原則行いません。

ただし、災害時対応や日本政府のエネルギー政策に沿った案件等を例外的に検討する場合、環境や地域社会への影響等、個別案件ごとに背景や特性等に留意の上、慎重に対応します。

(2) 兵器

クラスター弾、対人地雷、生物・化学兵器などの非人道的な兵器を製造する事業者に対する投融資は行いません。

(3) 森林伐採

違法な森林伐採や焼却が行われている事業者に対して投融資は行いません。また、森林伐採を伴う資金用途に対する投融資については、環境に対する配慮状況や地域社会への影響等、個別案件ごとに背景や特性等に留意の上、慎重に対応します。

以上